

東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款の全部改正

東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款の全部を次のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款

(令和 6 年 3 月 18 日社通達第 103 号)

障がい者用 I C カード乗車券運送約款

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 発売 (第 10 条—第 12 条)
- 第 3 章 運賃 (第 13 条)
- 第 4 章 効力 (第 14 条—第 17 条)
- 第 5 章 特殊取扱い (第 18 条—第 24 条)
- 第 6 章 他社線での取扱い (第 25 条—第 27 条)

第 1 章 総則

(この約款の目的)

第 1 条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、第 1 種身体障害者及びその介護者、第 1 種知的障害者及びその介護者又は第 1 種精神障害者及びその介護者のために発売する T O I C A 乗車券（以下「障がい者用 T O I C A 乗車券」といいます。）について、そのサービス内容及びご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 障がい者用 T O I C A 乗車券についてのサービス内容及びご利用条件については、この約款の定めるところによります。

2 この約款が改定された場合、以後の障がい者用 T O I C A 乗車券についてのサービス内容及びご利用条件は、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款（平成 18 年 10 月社通達第 122 号。以下「T O I C A 約款」といいます。）の定めるところによるほか、別に定めるものによります。

(注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。

(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1

号)

- (2) 東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 3 号）
- (3) 東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 6 号。以下「身体障害者規則」といいます。）
- (4) 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号。以下「知的障害者規則」といいます。）
- (5) 東海旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（令和 6 年 12 月社通達第 56 号。以下「精神障害者規則」といいます。）
- (6) 東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号）
- (7) E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号）

4 この約款と T O I C A 約款との間で重複又は競合する内容については、この約款が優先するものとします。

（用語の意義）

第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「第 1 種身体障害者」とは、身体障害者規則に定める第 1 種身体障害者をいいます。
- (2) 「第 1 種知的障害者」とは、知的障害者規則に定める第 1 種知的障害者をいいます。
- (3) 「第 1 種精神障害者」とは、精神障害者規則に定める第 1 種精神障害者をいいます。
- (4) 「障がい者」とは、第 1 種身体障害者、第 1 種知的障害者又は第 1 種精神障害者をいいます。
- (5) 「介護者」とは、障がい者が障がい者用 T O I C A 乗車券を使用して乗車する場合に、障がい者に随伴する旅客（障がい者 1 人に対して 1 人に限ります。）であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。
- (6) 「利用者」とは、障がい者及び介護者の総称をいいます。
- (7) 「障がい者用 T O I C A」とは、障がい者用 T O I C A 乗車券のうち、ストアードフェアカードの機能のみをもつものをいいます。
- (8) 「本人用 T O I C A」とは、障がい者用 T O I C A のうち、介護者用 T O I C A と同時に使用して乗車することを条件に、障がい者を記名人として発売する記名式 T O I C A をいいます。
- (9) 「介護者用 T O I C A」とは、障がい者用 T O I C A のうち、本人用 T O I C A と同時に使用して乗車することを条件に、介護者のために発売する T O I C A をいいます。
- (10) 「障がい者用 T O I C A 定期券」とは、定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ障害者用 T O I C A 乗車券をいいます。
- (11) 「本人用 T O I C A 定期券」とは、障がい者用 T O I C A 定期券のうち、介護者用 T O I C A 定期券と同時に使用して乗車することを条件に、障がい者を記名人として

発売するものをいいます。

(12) 「介護者用ＴＯＩＣＡ定期券」とは、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券のうち、本人用ＴＯＩＣＡ定期券と同時に使用して乗車することを条件に、介護者のために発売するものをいいます。

(約款等の変更)

第４条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、変更されることがあります。

(利用者の同意)

第５条 利用者は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の使用方法)

第６条 障がい者用ＴＯＩＣＡは、本人用ＴＯＩＣＡを使用する障がい者と、介護者用ＴＯＩＣＡを使用する介護者が、同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車する場合に限って、使用できるものとします。

２ 障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券は、本人用ＴＯＩＣＡ定期券を使用する障がい者と、介護者用ＴＯＩＣＡ定期券を使用する介護者が、同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車する場合に限って、使用できるものとします。

３ 利用者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車する際は、手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

(手帳の呈示の特例)

第７条 この約款に定める手帳の呈示のうち、身体障害者手帳及び療育手帳の呈示については、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和２年１０月１９日国鉄事第３０４号国土交通省鉄道局長通知）によるもの又は「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について（通知）」（令和４年１月１８日国鉄事第６０２号国土交通省鉄道局長通知）によるものを呈示することによって代えることができるものとします。ただし、当社が認めた場合に限りです。

(注) 前条第３項に規定するとおり、障がい者用ＴＯＩＣＡを使用して乗車する際は手帳の携帯が必要です。

(当社による使用停止措置等)

第８条 当社は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の利用状況の確認を定期的に行うものとし、第６条の規定に反して使用した疑いがある等、必要があるときは、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の使用停止措置を行うことがあるほか、本人用ＴＯＩＣＡ又は本人用ＴＯＩＣＡ定期券に登録された記名人の連絡先に利用状況の確認のための連絡を行うことがあります。

(取扱箇所)

第９条 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の発売、払いもどし等を取り扱う箇所（以下「取扱箇

所」といいます。)は、当社が別に定めます。

第2章 発売

(障がい者用TOICAの発売)

第10条 障がい者用TOICAの購入を申し込む障がい者は、氏名及び生年月日等を記載した別表に定める障がい者用TOICA乗車券申込書を取扱箇所に提出し、かつ有効な身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下これらを総称して「手帳」といいます。）を係員に呈示し、障がい者であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、障がい者本人の代理人から申込みを受けることがあります。

(注) 障がい者本人の代理人が申し込む場合であっても、障がい者本人の手帳を係員に呈示しなければなりません。

- 2 前項に規定する申込みがあった場合、当社は、本人用TOICAと介護者用TOICAの両方を同時に発売します。
- 3 当社は、介護者用TOICAに、障がい者の個人を特定する氏名及び生年月日等の情報を記録し、券面には障がい者の氏名と介護者用TOICAである旨をあわせて記載します。
- 4 同一の障がい者に対して発売する障がい者用TOICAは、本人用TOICA及び介護者用TOICAそれぞれ1枚ずつのみとします。
- 5 小児用の障がい者用TOICAは発売しません。

(障がい者用TOICAへの変更)

第11条 第10条第1項に規定する申込みをする者が、TOICA（EX-ICカード（TOICA機能付き）及び小児用TOICAを除きます。）を取扱箇所に差し出した場合は、当社は、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額を持つ障がい者用TOICAへの変更の取扱いを行います。

- 2 前項の場合であって、記名式TOICAから介護者用TOICAへの変更を申し出るときは、TOICA約款第19条第3項の規定に準じて、再発行等申込書を取扱箇所に提出し、かつ公的証明書等の提示により当該記名式TOICAの記名人であることを証明しなければなりません。

(障がい者用TOICA定期券の発売)

第12条 本人用TOICAの記名人である障がい者が、当該本人用TOICAと介護者用TOICAの両方を取扱箇所に同時に差し出して、氏名及び生年月日等を記載した障がい者用TOICA乗車券申込書を提出し、かつ手帳を係員に呈示して障がい者であることを証明したうえで申し出た場合は、身体障害者規則第4条第1項第2号、知的障害者規則第4条第1項第2号又は精神障害者規則第4条第1項第2号に規定する割引の定期乗車券を搭載した本人用TOICA定期券及び介護者用TOICA定期券を同時に発売します。このとき、第14条第3項に規定する有効期間の延長の取扱いを同時に行うものと

します。

- 2 前項の規定により発売する障がい者用TOICA定期券は、券面表示区間が利用エリア内完結となるもの又は当社線と愛知環状鉄道株式会社線との連絡運輸となるものであり、かつ本人用TOICA定期券と介護者用TOICA定期券の券面表示区間及び有効期間が同一であるものに限りします。
- 3 当社は、介護者用TOICA定期券に、本人用TOICA定期券の記名人である障がい者の個人を特定する氏名及び生年月日等の情報を記録し、券面には当該障がい者の氏名と介護者用TOICA定期券である旨をあわせて記載します。
- 4 小児用の障がい者用TOICA定期券は発売しません。
- 5 第1項の規定により障がい者に対して通学定期乗車券を搭載した本人用TOICA定期券を発売する場合であっても、介護者用TOICA定期券に搭載する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限るものとします。
- 6 障がい者用TOICAを所持しない障がい者から第1項に定める障がい者用TOICA定期券の購入の申込みがあったときは、第10条に規定する障がい者用TOICAの発売とあわせて取り扱います。
- 7 前項の場合であって、障がい者がTOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び小児用TOICAを除きます。)を差し出したときは、第11条に規定する障がい者用TOICAへの変更とあわせて取り扱います。
- 8 別に定めるところにより、当該本人用TOICAの記名人の代理人に対し、前各項の取扱いを行うことがあります。

第3章 運賃

(障がい者用TOICA乗車券のSFから減額する運賃)

- 第13条 障がい者用TOICA乗車券のSFから減額する運賃は、TOICA約款第20条、同第30条第2号又は同第33条の規定により計算した大人の片道普通旅客運賃に、身体障害者規則第7条、知的障害者規則第6条又は精神障害者規則第6条に定める割引率を適用した額とします。

第4章 効力

(障がい者用TOICA乗車券の有効期間)

- 第14条 障がい者用TOICA乗車券の有効期間は、発売日から起算して1年間とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1種精神障害者に障がい者用TOICA乗車券を発売した場合であって、発売日から起算して1年以内に当該第1種精神障害者が所持する精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、当該精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日を当該障がい者用TOICA乗車券の有効期間の終了日とします。
 - 3 利用者は、前各項に規定する有効期間の終了日以降も障がい者用TOICA乗車券の

利用を希望する場合は、本人用ＴＯＩＣＡ又は本人用ＴＯＩＣＡ定期券と介護者用ＴＯＩＣＡ又は介護者用ＴＯＩＣＡ定期券の両方を取扱箇所に出して、有効期間を延長する手続きを受けなければなりません。この場合、第 10 条第 1 項又は第 12 条第 1 項に準じて取り扱うものとし、当該延長手続きを受けた日から起算して 1 年間の有効期間を新たに設定します。また、これ以後に再度延長を行う際も同様とします。

- 4 前項の規定により有効期間の延長手続きを受けた障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券が、第 1 種精神障害者に発売したものである場合であって、延長手続きを受けた日から起算して 1 年以内に当該第 1 種精神障害者が所持する精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、第 2 項の規定に準じて取り扱います。

- 5 障がい者用ＴＯＩＣＡの券面には、有効期間の終了日を表示します。

(注) 障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の券面には、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された割引の定期乗車券の有効期間の終了日を表示します。

- 6 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の有効期間の終了日の翌日以降に、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車することはできません。

(第 1 種精神障害者に発売した障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の有効期間の特例)

第 15 条 第 12 条の規定により第 1 種精神障害者に障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券を発売した場合であって、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された割引の定期乗車券の有効期間内に当該第 1 種精神障害者が所持する精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、前条第 2 項の規定にかかわらず当該定期乗車券の有効期間の終了日を当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券としての有効期間の終了日とします。なお、この場合であっても、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券を使用して乗車するときは、手帳の携帯が必要です。

(介護者用ＴＯＩＣＡ及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券の効力の特例)

第 16 条 介護者用ＴＯＩＣＡは、本人用ＴＯＩＣＡを使用する障がい者を介護する目的において、大人の介護者 1 人が使用することができます。ただし、ＳＦから第 13 条に定める額を減額することを承諾した場合には、係員が介護能力があると認める小児 1 人が使用することができます。

- 2 介護者用ＴＯＩＣＡ定期券は、ＴＯＩＣＡ約款 35 条第 1 項の規定にかかわらず、本人用ＴＯＩＣＡ定期券を使用する障がい者を介護する目的において、大人の介護者 1 人が使用することができます。ただし、ＳＦから第 13 条に定める額を減額することを承諾し、かつ定期旅客運賃の差額の払いもどしを行わないことを承諾した場合には、係員が介護能力があると認める小児 1 人が使用することができます。

(障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券が無効となる場合)

第 17 条 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券は、ＴＯＩＣＡ約款第 23 条及び第 36 条に定める場合のほか、次の各号に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 使用資格、氏名又は年齢を偽って購入した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用した場合
 - (2) 本人用ＴＯＩＣＡ若しくは介護者用ＴＯＩＣＡ又は本人用ＴＯＩＣＡ定期券若しくは介護者用ＴＯＩＣＡ定期券を単独で使用して乗車した場合
 - (3) 本人用ＴＯＩＣＡと介護者用ＴＯＩＣＡを使用した乗車が、同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車したものと認められない場合
 - (4) 本人用ＴＯＩＣＡ定期券と介護者用ＴＯＩＣＡ定期券を使用した乗車が、同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車したものと認められない場合
 - (5) 手帳を携帯せずに障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車した場合又は係員の請求があった際に手帳の呈示を拒んだ場合
 - (6) その他不正乗車的手段として障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用した場合
- 2 前項の規定により障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を無効として回収した後、当社は、一定期間、当該利用者への障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の発売を行わない場合があります。

第5章 特殊取扱い

(障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃並びに料金及び増料金の収受等)

第18条 障がい者用ＴＯＩＣＡを使用して乗車する場合であって、前条第1項又はＴＯＩＣＡ約款第23条第1項若しくは第2項に該当するときは、ＴＯＩＣＡ約款第25条の規定を準用します。

2 障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券を使用して乗車する場合であって、前条第1項又はＴＯＩＣＡ約款第36条第1項に該当するときは、ＴＯＩＣＡ約款第37条の規定を準用します。

3 前各項の規定により旅客運賃及び増運賃並びに料金及び増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しないときは、旅客規則第266条の規定を準用します。

(障がい者用ＴＯＩＣＡの払いもどし)

第19条 障がい者は、障がい者用ＴＯＩＣＡが不要となった場合は、取扱箇所に本人用ＴＯＩＣＡ及び介護者用ＴＯＩＣＡの両方を同時に差し出して、ＳＦ残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じです。）の払いもどしを請求することができます。この場合、障がい者は、本人用ＴＯＩＣＡ及び介護者用ＴＯＩＣＡのそれぞれにつき手数料として220円（ＳＦ残額が220円に満たない場合はその額）を支払うものとします。ただし、当該障がい者用ＴＯＩＣＡの有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。

2 前項に規定する障がい者用ＴＯＩＣＡの払いもどしは、ＴＯＩＣＡ約款第28条第2項に規定する記名式ＴＯＩＣＡの払いもどしに準じて取り扱うこととし、障がい者が取扱箇所に再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該本人用ＴＯＩＣＡ

の記名人であることを証明した場合に限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該本人用ＴＯＩＣＡの記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

の３ 第１項に規定する障がい者用ＴＯＩＣＡの払いもどしは、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ有効期間の終了日の翌日以降であっても、請求することができるものとします。

(障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の払いもどし)

第 20 条 障がい者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券が不要となった場合は、取扱箇所にて本人用ＴＯＩＣＡ定期券及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券の両方を同時に差し出して、払いもどしを請求することができます。ただし、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の第 14 条に規定する有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。

2 前項の規定による障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の払いもどしは、ＴＯＩＣＡ約款第 41 条に規定するＴＯＩＣＡ定期券の払いもどしに準じて取り扱うこととし、障がい者が取扱箇所にて再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の記名人であることを証明した場合に限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

(障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどし)

第 21 条 障がい者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみのみが不要となった場合は、取扱箇所にて本人用ＴＯＩＣＡ定期券と介護者用ＴＯＩＣＡ定期券の両方を同時に差し出して、定期乗車券の払いもどし並びに当該本人用ＴＯＩＣＡ定期券及び介護者用ＴＯＩＣＡ定期券のＳＦ残額と同額のＳＦ残額をもつ本人用ＴＯＩＣＡ及び介護者用ＴＯＩＣＡの交付を請求することができます。

2 前項に規定する障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどしは、ＴＯＩＣＡ約款第 41 条の 2 に定めるＴＯＩＣＡ定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどしに準じて取り扱うこととし、障がい者が取扱箇所にて再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の記名人であることを証明した場合に限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

(障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の紛失再発行)

第 22 条 障がい者用ＴＯＩＣＡの紛失再発行は、ＴＯＩＣＡ約款第 26 条に定める記名式ＴＯＩＣＡの紛失再発行に準じて取扱箇所において取り扱い、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の紛失再発行は、ＴＯＩＣＡ約款第 38 条に定めるＴＯＩＣＡ定期券の紛失再発行に準じて取扱箇所において取り扱います。ただし、いずれの場合においても、障がい者は、再発行するＴＯＩＣＡ乗車券の交付を受けるときに、係員に手帳を提示し、障がい者であること及び当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の記名人であることを証明しなければなりません。

- 2 前項に規定する取扱いは、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のいずれか一方のみを紛失した場合であっても行います。この場合、紛失した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券について使用停止措置を行った後は、利用者は、当該措置を行った障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の再発行を受けない限り、他方の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用することはできません。
- 3 別に定めるところにより、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の記名人の代理人に対し、前各項の取扱いを行うことがあります。この場合であっても、当該代理人は、再発行するＴＯＩＣＡ乗車券の交付を受けるときに、障がい者本人の手帳を係員に呈示しなければなりません。

(障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の障害再発行)

第 23 条 障がい者用ＴＯＩＣＡの障害再発行は、ＴＯＩＣＡ約款第 27 条に定める記名式ＴＯＩＣＡの障害再発行に準じて取扱箇所において取り扱い、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の障害再発行は、ＴＯＩＣＡ約款第 40 条に定めるＴＯＩＣＡ定期券の障害再発行に準じて取扱箇所において取り扱います。

- 2 前項に規定する取扱いは、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のいずれか一方のみに障害が生じた場合であっても行います。この場合、障害が生じた障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券について使用停止措置を行った後は、利用者は、当該措置を行った障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の再発行を受けない限り、他方の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して乗車することはできません。ただし、障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の使用停止措置を行った場合であって、当社が特に認めたときは、当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の有効期間内に、券面表示区間内に限って、障がい者及び介護者の双方の乗車の取扱いを行うことがあります。

(免責事項)

第 24 条 当社は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券が不正に使用されたことにより利用者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は過失があったときを除き、その責任を負いません。

第 6 章 他社線での利用

(他社線での障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券による乗車の取扱い)

第 25 条 ＴＯＩＣＡ約款第 44 条の規定により障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券による乗車等の取扱いを行う他社は、愛知環状鉄道株式会社とします。

(他社線内における取扱い)

第 26 条 他社線内における障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

- 2 前項に規定する取扱いに必要な範囲で、当社は、障がい者用ＴＯＩＣＡに関して当社が保有する個人情報等を当該他社に提供する場合があります。

(利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合等のＳＦの減額)

第 27 条 利用者が障がい者用 T O I C A 乗車券を使用して T O I C A 約款第 7 条第 2 項の規定により乗車する場合に出場駅において障がい者用 T O I C A 乗車券の S F から減額する運賃は、T O I C A 約款第 20 条又は同第 33 条の規定による当社の普通旅客運賃に、身体障害者規則第 7 条、知的障害者規則第 6 条又は精神障害者規則第 6 条に定める割引率を適用した額と、当該他社の定める額との合算額とします。なお、この場合であって、旅客が他社線を通過し、前後の当社線にまたがって乗車するときの当社線の普通旅客運賃は、前後の区間それぞれの普通旅客運賃に身体障害者規則第 7 条、知的障害者規則第 6 条又は精神障害者規則第 6 条に定める割引率を適用した額の合算額となります。

2 前項の場合であって、旅客が岡崎駅で乗り継ぐ際に、誤って T O I C A 約款第 45 条の 2 第 1 項本文の規定による改札を受けなかった場合は、当該他社線を経由せずに全区間にわたって当社線に乗車したものとみなして、T O I C A 約款第 20 条又は同第 33 条の規定による当社の普通旅客運賃に身体障害者規則第 7 条、知的障害者規則第 6 条又は精神障害者規則第 6 条に定める割引率を適用した額を障がい者用 T O I C A 乗車券の S F から減額します。

障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券申込書

障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券は、各自治体で発行する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さまとその介護者様がご利用いただけるＩＣカード乗車券です。

（注１）小児用の設定はありません。

（注２）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳は、本人の写真が貼り付けられており、かつ「旅客鉄道株式会社（等）旅客運賃減額」欄に第１種又は第２種の記載があるものに限りします。

私は、下記の【確認事項】と【個人情報の取扱いについて】の記載内容を確認し、全て同意のうえ、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の購入又は有効期間の延長を申し込みます。

障がい者ご本人のお名前		必須 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳番号	
フリガナ		号	
氏名		必須 生年月日（ご本人）	
		年 月 日	
		電話番号 （ご本人又はその介護者）	性別
		男 ・ 女	

【確認事項】

下記の確認事項をお読みいただき、全て同意のうえ、ご確認欄にチェックをしてください。

ご確認欄

①	●障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券に関する規定 ・障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のご利用にかかわる事項は、「東海旅客鉄道株式会社ＩＣカード乗車券運送約款」および「東海旅客鉄道株式会社障がい者用ＩＣカード乗車券運送約款」の適用を受けます。	☐
②	●ご乗車方法 <ご本人とその介護者が同一行程でご乗車ください。> ・ご本人とその介護者は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の使用にあたり同一区間及び同一経路を同一の列車に乗車する場合に限って、使用できるものとします。 ・介護者は、任意の１名のお客さまとすることができます。	☐
③	●ご利用状況の確認 ・当社は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のご利用状況の確認を定期的に行うものとし、詳細なご利用状況の確認が必要と認められる場合は、障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の使用停止措置を行うことがあるほか、ご利用状況の確認および適切なご乗車方法についてご案内を行うため、上記の連絡先に連絡を行うことがあります。	☐
④	●有効期間 ・障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の有効期間は、ご購入日から起算して１年間です。ただし、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さまに発売した障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券であって、ご購入日から起算して１年以内に精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、その有効期限の日を当該障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の有効期間の終了日とします。 ・障がい者用ＴＯＩＣＡに精神障害者割引が適用された定期乗車券の機能を搭載する場合であって、定期乗車券の有効期間内に精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日が到来するときは、当該定期乗車券の有効期間の終了日を当該障がい者用ＴＯＩＣＡ定期券の障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券としての有効期間の終了日とします。 ・障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券の有効期間の延長を希望する場合は、当社の指定する駅に障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券（本人用及び介護者用の両方）を持参し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示するとともに、申込書に必要事項を記入して提出する必要があります。	☐

◆定期券購入内容

区 間	～	定期券 の種類	本人		介護者
			通 勤 ・ 通 学		通 勤
経 由		学校名			
使 用 開始日	年 月 日から	有 効 期 間	1 か月 ・ 3 か月 ・ 6 か月		
種 類	新 規 ・ 継 続	お支払 方 法	現 金 ・ クレジットカード		
定期券有効期間外におけるカード残額の利用			可 ・ 否	「可」…乗車区間の運賃を減額します。 「否」…定期券期間外は改札機を通れません。	

※通学 ☐ 証明書 ☐ 兼用証明書 証明書番号 ()

◆取扱事業者使用欄

障がい者用TOICA乗車券発売・有効期間更新・個人情報変更時の資格確認使用書類	
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	
・氏名： ・日時： ・窓口番号： ・本人用ID：（下4桁） ・取扱業務：☐障がい者用TOICA発売／障がい者用TOICA定期券発売 ☐磁気定期券からの発行替え ☐有効期間更新 ☐個人情報変更・券面再印刷（☐本人用・☐介護者用） ☐その他（ ）	
記事欄	

備考 この様式は、必要に応じてさ少の変更をすることがあります。

取扱者 (サイン又は押印)

【個人情報の取扱いについて】

当社は、ご記入いただいた個人情報を要配慮個人情報として取得し、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

1. 取得する個人情報

ご本人の氏名、手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）番号、性別、生年月日及びご本人又はその介護者の電話番号

2. 利用目的

取得した個人情報の利用目的は、以下に定めるとおりとし、これに関連する目的も含むものとします。

- ① 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券に関する手続きのため（ご利用資格の確認、有効期間の更新、変更、払いもどし等）
- ② 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のご利用状況の確認（使用停止手配を含む）のため
- ③ 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券のご本人へのご利用状況の確認および適切なご利用方法のご案内に関する連絡のため
- ④ 障がい者用ＴＯＩＣＡ乗車券にかかわるサービスの実施および改善のため
- ⑤ その他上記の各目的に準ずるか、これらに関連する目的のため

3. 個人情報の共同利用

当社、ＴＯＩＣＡ発行事業者およびＴＯＩＣＡと相互利用するＩＣカードの発行事業者は「1. 取得する個人情報」に記載する個人情報を「2. 利用目的」に記載する利用目的の達成に必要な範囲で共同して利用します。

① 共同して利用する個人情報の項目

ご本人の氏名、手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）番号、性別、生年月日、ご本人又はその介護者の電話番号

② 共同して利用する者の範囲

ＴＯＩＣＡ発行事業者およびＴＯＩＣＡと相互利用するＩＣカードの発行事業者

③ 利用目的

「2. 利用目的」に記載する利用目的を達成するため

④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称および住所ならびに代表者の氏名

東海旅客鉄道株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ

代表取締役 丹羽 俊介

2024年4月1日時点での情報です。

最新の情報は、当社 HP の会社概要 (<https://company.jr-central.co.jp/company/about/outline.html>)
もしくは個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）（<https://jr-central.co.jp/privacy/>）
をご確認ください。

4. 保有個人データの開示に関する特記事項

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データに関する開示等の請求等のうち、介護者用ＴＯＩＣＡの保有個人データに関わる開示等については、障がい者ご本人もしくは委任状その他代理権のあることを証する書類により本人から委任された代理人のみが行うことができます。